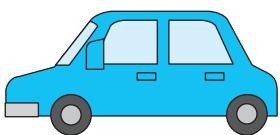
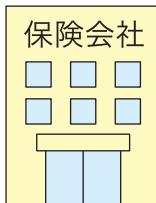
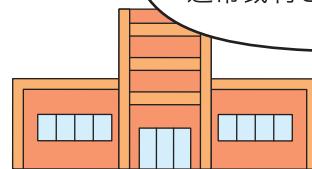


自賠責保険は、自動車を保有する全ての人間が加入しなければなりません。そのため保険料は低く抑えられていますが、保険金額も最低限のものになります。

### 3つの基準・金額



①自賠責保険基準



③裁判所基準

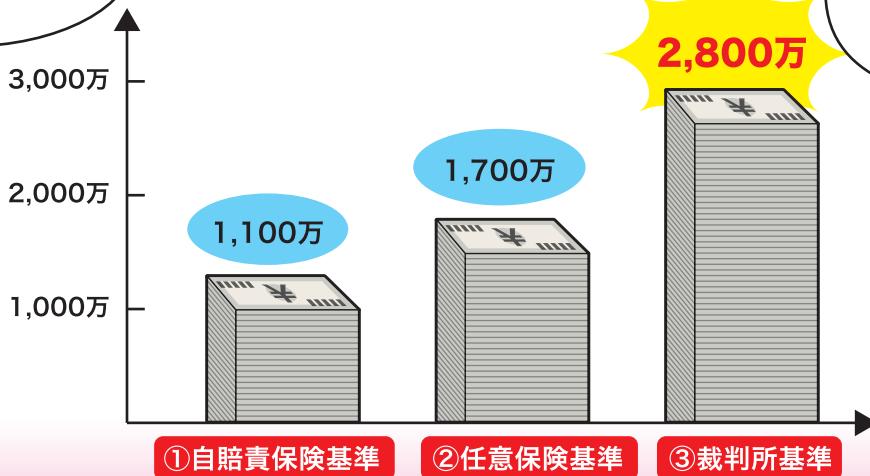
賠償金額

低

高

具体的にはどれくらいの差が出るのでしょうか。

死亡事故の慰謝料で、  
①自賠責基準1,100万円  
②任意保険基準1,700万円  
③裁判基準2,800万円  
となります。



※一家の支柱(世帯主等)で家族が配偶者と子2人の場合の標準金額です。  
金額は事件ごとに変動します。

裁判による判決又は和解で賠償金額が増加する理由は分かりました。

ただ、裁判をするとなると大変な時間と労力が必要なのではないでしょうか。

裁判に伴う依頼者の負担を小さくするため弁護士が代理人となります。当事務所では裁判に伴う依頼者の負担を最小化することを方針としています。

依頼者の裁判所への出頭は必要がない場合も多いですし、あっても本人質問のとき1回のみであるのが通常です。